

賃金控除に関する協定書

株式会社エッジバイオニア と 労働者代表 柚口 進 は、労働基準法第 24 条第 1 項但書に基づき、賃金控除に関して、下記のとおり協定を締結する。

記

1. 株式会社エッジバイオニアは、毎月 5 日、賃金支払いの際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
 - (1) 寮費（入寮及び退寮時の諸経費並びに在寮中に使用した水道光熱費を含む）及び食事代
 - (2) 会社貸付金の全額返済金又は割賦返済金（元利共）
 - (3) 制服一式の諸経費に相当する代金及びクリーニング代金
 - (4) 貸与物の破損、紛失、未返却に対するの弁償代
 - (5) 当社が労働者に対して行った立替払いの精算金
 - (6) 労働者本人の責任に帰すべき事由が明らかである事象において金銭授受が必要である場合、かかった諸経費の精算金
2. この協定は、2023 年 11 月 1 日 から有効とする。
3. この協定は、何れかの当事者が 90 日前 に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

以上

2023 年 11 月 1 日

使用者職氏名



株式会社エッジバイオニア
代表取締役 品川 傑



労働者代表

柚口 進

